

国土総合開発特別委員会議録第十三号

昭和三十三年四月十二日(金曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 五十嵐吉蔵君

理事 川村善八郎君 理事 志賀権次郎君

理事 鈴木周次郎君 理事 薄田 美朝君

理事 松田 鐵藏君 理事 小平 忠君

伊藤 郷一君 本名 武君

松澤 雄藏君 淡谷 悠藏君

井谷 正吉君 北山 愛郎君

日野 吉夫君

出席國務大臣

國務大臣 宇田 耕一君

出席政府委員

総理府事務官

(経済企画庁) 植田 俊雄君
(開発部長)

四月十二日

委員 井谷正吉君、岡田春夫君、川村
鐵藏君、中島敏君、芳賀賢君及び渡
邊徳藏君辞任につき、その補欠とし
て石田有全君、日野吉夫君、西村力
弥君、田中利勝君、川俣清音君及び
淡谷悠藏君が議長の指名で委員に選
任された。

同日

理事 渡邊徳藏君委員辞任につき、そ
の補欠として小平忠君が理事に当選
した。

四月十日

東北開発促進法制定に関する請願
(鈴木善幸君紹介)(第一七六一号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の互選

国土調査法の一部を改正する法律案
(内閣提出第五四号)

○五十嵐委員長 これより会議を開き
ます。

この際お諮りいたします。理事 渡邊
徳藏君が本日委員を辞任されましたの
で、理事が一名欠員になり、その補欠
選任を行わなければなりません。こ
れは先例により委員長において指名い
たしたいと思っておりますけれども、御異議
はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○五十嵐委員長 御異議なしと認め、
小平忠君を理事に指名いたします。

○五十嵐委員長 次に、国土調査法の
一部を改正する法律案を議題とし、質
疑を継続いたします。北山愛郎君。

○北山委員 引き続きまして、国土調
査関係の質問をいたしますが、国土総
合開発審議会の中には、御承知のよう
に、いろいろな部会が置かれておるわ
けなんです。その中には、測量の問題で
あるとか、あるいは水の調査、土地の
分類の調査、そういうような部会等も
あるわけなんです。こういうような国
土調査に関連して、国土総合開発審議
会としては一体どういふような仕事を
しているのか、どういふような報告を
今まで政府に対してやっているのか、
その状況を承わりたいのです。

○宇田國務大臣 政府委員から申し上
げます。

○植田政府委員 国土調査法の関係の
審議会といたしましては、国土総合開

発審議会がございまして、中央で各種
の調査の成果を認識する場合に、この
審議会の議を経ることになっておりま
すので、しばしばこの国土総合開発審
議会におきましてこの審議をお願いい
たしております。

その次の問題といたしまして、今回
国土調査法の改正案を提出いたしましたわ
けでございます。この改正案の作成
に当りまして、国土総合開発審議会の
中に一つの国土調査の部会がございま
すが、その部会の中で、約三カ月にわ
たりまして原案をお練り願ひまして、
それを国土総合開発審議会の本会議に
かけて御決定願つたのであります。そ
の御決定に基きまして法案を作成いた
しておりますので、その点におきまし
ては、国土総合開発審議会の方の議を
十分願ひしております。

○北山委員 この開発法によりまし
て、開発審議会、何か審議会として
の報告をやるというふうな積極的な働
きがあるように思われる。従つて、こ
の審議会の中の各部会において、やは
り国土調査に関連して、水の調査につ
いてはこうすべきものであるとか、あ
るいは土地の分類調査についてはこう
すべきものであるというふうな積極的
な報告を、審議会としては政府に対し
て報告しているのじゃないか。こうい
うふうに働くのが審議会の働きであつ
て、一々諮問に応じて意見を出すとい
うふうなことは、本来の消極的な審議
会の働きにしかすぎないのではない
か。どうもわれわれ外部から見ている

と、国土総合開発審議会の影が薄いの
です。特定地域の指定のことだけを
やっているとしか見えない、総合開発
審議会というものは、何をしているか
わからないのです。国土総合開発とい
うような重要な問題についての、しか
も法律に基いての重要な審議会であり
ながら、この中で、自発的な国土の総
合開発事業というものをどしたらい
いかということについての積極的な建
議なり、報告なり何なりが出てこなけ
ればならぬのに、そういう面がさつぱ
り出てこぬで、特定地域の指定である
とか、政府が出した計画についての承
認であるとか、そういうふうな消極的
な面しか出ておらないのではないか。
こういふふうな思ふので、この点をお
伺いするのであつて、特に国土調査に
ついては何らか積極的な報告をしてお
るのか、あるいは単なるそのときどき
の作業についての自動的な意見だけを
述べておるのか、それらの関係をお聞
きたい。

○植田政府委員 国土総合開発審議会
は、私の方の事務局としまして、この
仕事をお手伝いしているわけでありま
す。事務局が作り出した特定地域の
計画を御審議願ひまして、それを形式
的に御決定を願ひするという場合もござ
いますし、また事務局の作り出した各種
の計画に対しまして御審議の際に、い
ろいろ異論が出ましたり、—実は事務
当局としては苦しいことでもございま
すが、国土総合開発審議会としては活発
な御意見がございまして、その御意見

に従つて計画を改めたりいたしました例も
最近にはございます。また国土総合開
発審議会は、全国の総合開発計画を御
審議願ひ機関になっておりますので、
最近国土総合開発審議会の議を経まし
て、全国開発部会というものを設置す
ることにきめました。現在改訂作業中
でありますところの経済計画と並行し
まして、経済計画がでさるころに
は、全国総合開発計画もできるような
態勢を整えておる次第であります。

なお国土調査の問題でございますが、
私の方でこの仕事をやりました。以
来、国土調査の土地分類調査、水調査
の問題につきまして、強くやれという
ほどの決議というふうな形のものはい
ございませんけれども、最近川の水の中
心といった開発が、どういたし
まして国土総合開発の重点でござい
ますので、河水の調査をもつとつか
りやれ、各利水間の調整をやつたら
いじゃないか、水のバランス・シート
を作るべきでないかという個々の委員
の御発言もございまして、こういつた
意見も参考にいたしまして、私ども今
後努力いたして参りたいと思つておる
わけでございます。

なお、先ほど申し上げましたが、
今回の国土調査法の改正に当りまして
は、先ほど申しましたように国土総合
開発審議会から内閣総理大臣あての意
見の申し入れという形に相なつており
ます。これは国土調査部会でまず御決
定願つたものでございまして、それ以
前におまきして、総合分科会というの

がございませぬ。この部会長は蟻山博士でございませぬが、今回国土総合開発審議会から内閣総理大臣に申し入れがありました。その申し入れは、もちろん原案は事務当局で作りましたものでございませぬけれども、それを総合分科会の委員の各位が意見を述べられました。事務当局としましては、各委員の、また委員会としてまとめた意見を、また委員として書いたという形にまで、委員の意見を反映いたしております。国土総合開発審議会の国土調査に対する御発言が、従来とかく、言葉は適当であるかどうか存じませんが、低調でございませぬけれども、今回の国土調査法の改正に当りましては、相当活発な御発言があったという事を申し上げておきます。

○北山委員 ただいまのお言葉でも、国土調査については、従来あまり積極的な審議会の活動がなかつたように思ふので、総合開発審議会としても、全体の運営上何らかは考慮を要するのじゃないか。必ずしも国土総合開発審議会ばかりではありませんが、とかくこういふ審議会というものは、いわゆる学識経験者とか、えらい人ばかり集まって、そして政府が大体膨大な資料を作つて、一日か二日の会議に於いて、その資料をちよつとながめて、多少の意見を言うという事で、一応仕事が終わつてしまふという事で過ぎておるのじゃないか。そういう点で、何らか国土総合開発審議会の運営上、積極的な活動を促すような考慮をすべきではないか。特に資源調査会というものが別にあります。あれはたしか建設省の中にあると思ひますが、資源調査会の方では、それぞれまとまつた調査をし

て、ある程度の勧告めいたことをやつておるわけですね。この委員会で問題になりました、例の北海道の開発についての産業計画会議の勧告ですね、ああいうものも、むしろ民間の団体の方が積極的な勧告をしてゐる。内容については、正しいかどうかは別として、ああいうものが、むしろ審議会としてはほしいのじゃないか、政府の審議会が、ただ政府の作つた資料をちよつとながめて、意見を述べるといふ程度じゃないか。まことにもつたない話だと思ふのです。一つ国土総合開発審議会の今後の運営、あるいは機構について、大臣から率直な御意見を承わりたい。

○宇田田務大臣 私は北山委員と基本の考えは全然同じでございませぬ。国土総合開発に関する審議会の選ばせ方と回りの審議会の報告を見ますと、国土調査法に基づく調査の推進についての審議に、非常に力点が置かれてゐるに思ひます。これは基本の国土の調査でありますから、当然推進していかなくてはならぬ。また一挙に莫大な予算をさくわけにはいきませんから、継続してこれが行われなければならぬものであります。また一挙に莫大な予算をさくわけにはいきませんから、継続してこれが行われなければならぬものであります。やはり資源の開発ないし人口の配分というように、日々解決していかなければならぬ問題を、国土総合開発の審議会を経て、はっきりと国の経済の開発の中における特に重点として、取り上げていかなければならぬものと思ひます。それには、われわれ経済企画庁では、経済五カ年計画を立てて、そして国の経済の発展について考へておりますから、それに表裏す

るところの国土の総合開発というものは、当然国全部の一つの企画のもとに案を持つようにしなければ、総合開発は本格的に、総合的な運営に入り得ないのじゃないかと思ひます。従つて、国の総合開発を何らかの形ですみやかに策定したり、また重要な地区、北海道、東北を初め、今まで地区別に必要を漸感しておるところにつきましては、従来の行政区画にかかわらず、資源ないし国土の総合開発の目的に合う計画はそれぞれ立てなければならぬ、こゝ考へております。

それで、ただいま最も欠陥はどこに現れておるかという、国全部の国土の総合的な開発の計画というものが、まだはつきりしたものが出てきていない、それを解決すべきである、こゝいうわけで、今回は、先日の審議会におきまして政府の方からも希望いたしました。審議会のそれぞれの委員の諸君の中からも、それを必要とするという御意見もあつた。国土総合開発に對しての年次計画を立てるための責任のグループができた、こゝいうわけでありませぬから、行政官庁として、私の方といたしまして、そういう方面から、国土総合開発の新しい、昭和三十三年ないし三十三年を基準にする案を策定したい、かように考へております。

○北山委員 国土総合開発法の中には、国土総合開発審議会というものは、総合開発計画の作成の基準となるべき事項、特定地域の指定の基準となるべき事項、産業の適正な立地の基準となるべき事項、総合開発計画に伴ふべき資金及び資料に関する事項、こゝいうことについて調査、審議して、その結果

を内閣総理大臣に報告するということになつておるのですが、こゝいう各事項については、一休今まで審議会はその結果を報告しておるのですか。

○植田政府委員 国土総合開発審議会はこの審議会ができました当初、きつめて活発に御活躍いたしました。ただいまお述べになりましたような計画はできたのでございませぬ。ところが、国土総合開発で一番重要な全国の開発計画を作りまして、これを入つたブロックにブレイク・ダウンし、これを特定地域の開発計画、あるいは県の開発計画、地方の開発計画、こゝいうもの基準になります。全国開発計画が、非常にむずかしい作業を伴います。ために、おくれしております。従ひまして、当初国土総合開発計画が発足いたしましたときにおける一応の基準はできております。その後、特定地域の計画の審査というより比較的じみな、低調な仕事をやりました関係上、あるいは北山先生のお話のような印象を外部に与えたかと存するわけでございますが、これからは国土総合開発の基準という、全国総合開発に取つ組むわけでございます。これにつきましては、単に事務当局の意見をそのまま取り入れられるわけではなくて、各委員の方々から、経済審議会の方の経済計画の進捗にとらみ合せまして、相当活発な、有益な御意見を承わることができるとは思ひます。

○北山委員 そういう全国の総合開発計画をお作りになる際に、現在国土総合開発法の中にある諸計画、すなわち府県の計画、それから二府県以上にまたがる地方計画、それから特定地域の計画、それから全国の計画、こゝいう各計画との関連、これを私も疑問に思つておるわけですね。府県単位の計画というものが、現実にもあまりないのですが、果してそういうものは意味があるのかどうか。それから二府県以上にまたがる計画というものはどうなるのか、それから特定地域の関係、全国の関係、今のお話でいけば、全国計画を入つたブロックにわけ、それをブレイク・ダウンしてやるというのです。そういうお考えでありますならば、現在の国土総合開発法の中にある諸計画の形というものを變えていかなければならぬのじゃないか。今の計画の書類で、形で、いいものかどうか。これなどにして、どういふふうな考へであるのか私も疑問に思つております。この際何つてみたいと思ひます。

○植田政府委員 従来は全国総合開発計画によりまして、開発の基準が示されていなかつたのでございませぬ。従ひまして、国土総合開発法に規定しております特定地域の計画は進められましたが、府県の開発計画が出て参りました。私も、私どもは目安がございませぬので、承認するわけにはいかなかつたのであります。御承知の通り東北地方の総合開発計画につきましても、すでに案は提出になっておるわけでございますが、全国総合開発計画の進展まで待つことにいたしまして、実は書類を預かつたきりになってゐるような状況でございませぬ。今後の国土総合開

発を全面的に推進し、それを実効的なものにし、終花でなく、当初の計画通りに実現いたしましたために、どうしてその地方なり、県なり、特定地域なりが、全国的視野から見まして妥当な地位を与えられ、その妥当な地位に向つて計画を立て、推進するのになければいけないと思つたのでございまして、どうしても全国総合開発計画を早急に立てなければならぬことになつてきたわけでございます。全国総合開発計画は、経済計画とらばはらの関係になるわけでございますが、今までは経済計画がなかつたのでございまして、昨年に経済五カ年計画がございまして、初めて本格的な全国総合開発計画に出席することができたわけでございます。

その次にお話がございました、全国総合開発計画ができて、八つの地域にブレイク・ダウンすれば、従来の開発計画の体系でありますところの特定地域計画、府県計画、地方計画というものは要らぬんじゃないかというふうな御意見でございました。この点は、全国計画と申ししても、具体的にどういう事業を各地方でやるというふうに、こまかいところまで入るわけではございません。何々の地方においては食糧増産のための土地改良をどのくらいの規模においてやる、こういうような程度にしかやれない問題でございます。その地方の与えられたワタの範囲内において、具体的にどういう事業を実施するかというところは、地方計画の分野に属し、あるいはもつとこまかくいえば、府県計画、特定地域計画の問題になるのではないかと考へておられます。従ひまして、私も全国計画

を作る際におきまして作り出すものは、ワクでございませうけれども、しかし、作る際においてデータをできるだけそろえまして、その基準をもつて特定地域の計画でも、あるいは府県の計画でも、審査する場合の参考になる材料は、できるだけそろえたいと考へておる次第でございます。

○北山委員 私は府県計画、地方計画、それから特定地域計画が要らぬというのじゃないかと、それらの関係が明確でないんじゃないかというのです。特定地域計画と、特定地域計画などというものは、觀念上何か重複しておる。だから、それらの関係を明確にする。いわゆる開発計画を作る基準というものが明確になっておれば、地方計画といふものはどういふもので、特定地域の計画はこうなんだということが明確になっておるはずなんです。それが開発審議会できましておつて、政府としても方針がきまっておるべきはずなのに、きまっておらぬから、まだ疑問が残つておるんじゃないかというのを申し上げたのであつて、その辺のところはさらに御検討をいたしたいと思つておる。

な開発審議会についてこの際お伺いしておきたいのは、今十九の特定地域計画があつて、十八ですかの調査地域があるわけなんです、その調査地域を逐次特定地域に昇格といふか、直していく、こういうふうにしていく、その中で特に条件の備わつたものについては、特定地域にしていくというふうにしていく、か、そういう御方針でおられるのかどうか。特にその条件が備わつておるものとして、最近国土総合開発審議会において

は、青森県の十和田、岩木川、それから北奥羽、それから仙塩地区、その三つの地区が特定地域になるように伺つておられますが、そういう御予定であるかどうか、それを伺つておきたい。

○植田政府委員 たいまお話のように、特定地域のうち、十九が計画ができておりましたので、今後特定地域をふき上りまして、今後特定地域をふき上るかという問題になるわけでありませう。調査地域と特定地域とは、性格上別のものでございませうけれども、しかし、調査地域の中では、特定地域として計画を国でがっちりときめてもらいたいという要望のところもございませう。先日の国土総合開発審議会できましておつたのは、調査地域の十八の中で、たゞいまお話のございました三つの地域を特定地域にするというのを、はつきりきめたわけではございません。その三つの地域について、かつてこの国土総合開発審議会が決定いたしました特定地域の選定基準に合致するものがあれば、特定地域にいたさうという考え方でございませう。先日の国土総合開発審議会できましておつたのは、調査地域の十八の中で、どういふふうな選び方で特定地域にいたしましたか、むしろ十八の地域全部をそろつて一挙に特定地域にするべきであるか、あるいは相当の調査を進んで、また特定地域にするにつきては、昇格の議決まで進めなければならぬ情勢でございませう。地方の態勢としても特定地域を熱望しておる、こういうふうな態勢のところもございませう。また一方におきましては、そういう態勢の整つてないところもあるわけでございます。従つて、態勢の整つておることを、態勢の整わぬ地域がまとまるま

で待つことにいたしましたか、それとも、まとまつたところから始めましょうかという御相談をかけまして、それでは、まとまつたところからでも逐次特定地域に指定していいんじゃないか、こういう御意見で、さっきの地域が、言葉は適當かどうか知りませんが、特定地域に昇格する候補地点として、先日の国土総合開発審議会の懇談会での御決定になつた次第でございます。

○北山委員 そういたしますと、今の三つの地域というのは、計画ができておつて、それが地元も要望し、かつ県議会の議決も経るといふような条件が整えば、特定地域にしていくという、まあ内部的な了解である、かように了承していかうか。

○植田政府委員 さように御解釈願つてけつこうでございます。私も、これから事務的な手続を進めまして、次の審議会でも、正式に特定地域にしていくたい、こう思つておられます。

○北山委員 今度は問題を別にいたしまして、予算の問題であります。国土調査関係の予算というものは、あつちこつちにあるといひますか、企画庁の中にもあるわけですが、建設省の中にもある。企画庁の中には、国土調査費として千五百九十七万円、これは三十一年度は二千六百七十七万円ですか、若干減つたわけですが、土地調査費は一億八千二百二十万円、それから北海道は、北海道の開発計画調査が四千九百六十九万円、建設省に国土総合開発調査費というものが千七百七十八万円あるわけですが、われわれの常識からいへば、国土総合開発の事業は、企画庁の仕事であると思つておる。建設省の中

に国土総合開発の予算が置かれておることは、まことにおかしいと思つたが、これはどういふふうなことなんだですか。

○植田政府委員 国土総合開発の関係の予算について、北山先生が先ほど一番初めに申されたのは、これは各種の調査会の事務費です。その次にお話ございましたのは、国土調査の調査費、それから建設省に計上になつておるものは、建設省の所管で、特定地域、調査地域につきましては、府県が調査いたします場合の補助金でございます。御承知の通り、国土総合開発法は、企画庁だけが窓口になつておるんで、各省との連絡は企画庁がやる、府県との窓口は建設省がやる、こういうことになつておる、そういう関係で、建設省にその予算が計上になつておるものと心得ておられます。

○北山委員 どうもこれは変だと思ふ。建設省の予算の中で、一千万円というものは補助金になつて府県の方へ出ておるので、名目も、国土総合開発計画の作成、推進のための事務費といふことになつておる。私の方から言つて、企画庁の所管じゃないかと思つておる、これをやはり企画庁が取れないといふことは、政治力の関係ですか、また事務上どうしてもこれは建設省がやらなければならぬといふのですか。

○植田政府委員 国土総合開発法の成立当初からの経緯でございます。初めは建設省が、未開発後進地域の開発を、この法律がございまして、いたしふりな予算が建設省にございまして、現在の国土総合開発法の体系の中におきまして、府県に対する窓口は建設

省、こういうことになっておりますから、建設省から、企画庁がそれをまた切り離すという時期までにはきていないわけでございます。

○北山委員 これはわれわれから言え、予算そのものが少いのですから、その少い予算を、あつちでも、こつちでも、ぶんどりしておるといって格好にしか理解できない。やはり企画庁としては、もう少し大きな構想を持って予算を大きく取る。そういう際には、若干の費用がよその省庁にあつても、それは同じやまにならぬと思ふ。これでは、同じような仕事を分けて建設省とやっておるような格好にしか見えな

い。はなはだ残念に思ふのですが、一つこういふ予算面におきましても統轄をして、しかも国土総合開発については、中央の官庁として経済企画庁があるというふうな推進するよう希望しておきます。

なお予算についても一点、昨年度の予算の中で、東北地方の総合開発調査委託費というのが九百五十万円ある。これはどういふふうに使われたのですか。

○植田政府委員 三十一年度の東北開発調査費でございますが、これはその前年度において、東北地方の社会経済的調査を大部分終えまして、百万円は全般的な社会経済調査、特に工場立地条件関係の調査に充てたわけでございます。残りの八百五十万円のうち、四百五十万円は、砂鉄の立地条件調査及び企業化の調査に充てまして、これは特殊製鉄協会の方に通産省を通じて委託いたしました。それから三百万円は、石油技術協会に、天然ガスの賦存状況調査を委託いたしましたし

た。これも通産省を通じております。それから百万円は、ビートの栽培可能性調査のために、農林省を通じて、農業団体といひますか、指導連の方に委託いたしました。

○北山委員 何にしても開発関係の調査費、国土調査費、そういうものが非常に少ないので、特に大臣に希望しておきたいのですが、この前の委員会におきましても申し上げましたけれど、国土調査といつても、土地の調査はほとんど進んでおらず、ほんの一部しか行なつておらず、昨年の当委員会におきましても当時の企画庁長官高崎さんに、日本の土地の調査というものができておらず、地籍の調査も進んでおらず、そういう関係で、民有の林野についても、台帳の面積と統計とは非常に食い違ひがある。だから、こういうものを進めるべきであるという話をしていまして、善処するといふような形であつた。ところが今度の予算を見ますと、昨年と同じように、これは補助関係でありますけれども一億三千万円で、少しもふえておらないのです。今度国土調査法の改正がありまして、内容的には一歩前進でありますから、私どもこの趣旨には賛成でありますけれども、これを要する予算といふものが少しもふえておらぬのですから、やはり実質的には停滞しておる、こういうふうな点で非常に残念に思つておるのです。ですから、この総合開発といふものの基礎になる土地の調査、それから水の調査、あるいはその他の資源の調査といふふうなもの、非常に多くおるといふことについて、今後大臣はどのようになさ

るお考えであるか、所見を承わりたいと思ひます。

○宇田国務大臣 国土調査の予算関係につきましても、これは実はかなり大蔵省とも交渉して見ましたが、そのほかのいろいろな各省関係の予算の、こつちが総合調整をする等の関係で、どうもこれはじみじみ、本質的な基本の問題について、なかなか理解が得がたいという困難な点があつて、—そして特に大蔵省との交渉で、われわれの少し不徹底でありました根本は、どつちかといひますと、たとえば地籍調査の面で、地方の財政の困難な府県等と一緒に調査を開始したところが、それに対する負担が、彼らの能力が十分でない関係で、それが隘路となつて、せつかくの予算も十分に使い切れないという面が現われてきて、それを十分説明しなすけれども、なかなか大蔵省との折衝がうまく進ばないという点があり、自分たちの予想しない困難な点が起りましたので、予算を十分に使い得るよう配慮するためには、地方に負担を重くかけないよう、なるべし国の責任において調査を進めるように、これは基本的な法律改正から出発しなければならぬという問題にぶつちつたわけでありまして、そういう意味で、われわれは去年と同じような予算でありながら、しかも地方に対する負担を中央に移すことによつて能力を上げようとする計画と、そこに実は食い違ひが起つて参つております。これは非常な矛盾でありますから、地方の負担を少くすることの方法を皆さんに御指示を願つて、そしてその法律に基づきまして、今年はそれを実施して参りまして、それに基いて、来たる

年度には十分効果の上ることだろうと期待いたして参りますから、それに沿うような予算の要求をすべきである。実際の目にも見せながら、予算をもらうという方針を進めたい、こういうふうにお考えを願ひます。そのほか、分類調査とか、水の調査とか、基準点測量等につきましても、その進捗はなほだ能率の上つていない点がありますから、それにつきましても、もう少し基本的な、じみじみ調査について世論を喚起しまして、政府に対しては、本年の十二分な反省を一つ求めておきたい、こういうふうにお考えを願ひます。本年の予算の配分関係は、私は決して満足はいたして参りませんが、今後とも、ぜひとも超党派的にこれだけは一つ御配慮を願つて、応援をしていただきたいと思います。

○北山委員 大蔵省の考えは、要するにこの国土調査といふものが、地方のためのものだといふ前提から出ているので、地方が希望しないから、使ひ切れないから、予算は要らないのだといふ考えである。それでなくて、土地調査といふものは、国土開発という国家的な目的のためのものだ、地方が地方財政のために消極的だ、これをしりをひっぱらないででもやるのだ、こういう考え方に切りかえてもらわなければならぬわけですね。その切りかえてもらうには、今、大臣のお話の通り、世論を喚起しなければならぬ。また政府部内の頭を切りかえてもらわなければならぬ。その中心になるものは企画庁なんだ。また開発審議会でもなければならぬ。開発審議会の頭も一つ切りかえてもらわなければならぬ。そこで開発

審議会において十分機構を活用して、この土地調査あるいは地下資源の調査、水の調査等についての画期的な意見書といふようなものを、この審議会を通じて一つお作りになるように進めていただきたいということを望まいたします。

なお、この際あわせて最後にお伺いしておきますが、東北、特に北上地区には、原子燃料の鉱石があるといふようなことで、政府としては、たしか昨年あたりから調査をやつておると思ふのですが、この程度であつたか。これは計画的におやりになると思ふのですが、どういふ機関で、どういふ調査をおやりになるのか、昨年の実績の結果はどうなつたか、その点をあわせてお伺いしておきます。

○宇田国務大臣 東北地方におけるウラン鉱の資源の調査は、科学技術庁の地質調査、あるいは原子燃料公社等で行なつて参りました。その報告は参つております。従つて的確な資料は私の方にありますから、今日その係官がこへ参つておられますが、すぐに調整いたしましたと思ひます。東北地方は、ただいままでの報告によりまして、宮城県、岩手県、秋田県、山形県、福島県の北部、若手県の南部地方には、もうはつきりあるといふことはわかつて参ります。そして責任ある分析をただいまいたして参りまして、その結果もあわせて、この委員会の御希望があると思ひますので、これは差し上げて、将来の開発の重要な問題でありますから、検討していただきたいと思います。資源の調査は、特

に原子力関係では、東北地方の将来の開発にとって非常な影響のあるものと私たちも考えております。従って東北地方の電源の問題、あるいは東北地方の開発のための基本のエネルギーの問題等に、当然これはからまって参りますから、なるべく速急に調査いたしました。調査のできたものは、一方の端から皆さんに見ていただきたい、そうしてそれに対する世論を超党派的に喚起するようには御協力を願いたい、こういふふうに思っておりますので、あらためてあとから資料はお手元に差し上げたいと思っております。

○北山委員 私の質問を終わります。

○五十嵐委員長 ほかに御質疑はございませんか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○五十嵐委員長 質疑もないようですから、本案に対する質疑はこれにて終了いたしましたと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○五十嵐委員長 御異議なしと認めまして、質疑は終了いたしました。

これより討論に入りますが、別に討論の通告もありませんので、この際直ちに採決に入ります。国土調査法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○五十嵐委員長 起立総員。よって、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

ただいまの議決に伴う委員会の報告書の作成等につきましては、先例により委員長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○五十嵐委員長 御異議なければ、さよう取り計らいます。

次会は十六日午前十時より開会いたします。本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十一分散会

〔参照〕

国土調査法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十三年四月十六日印刷

昭和三十三年四月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局